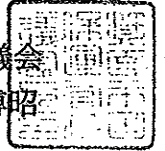


箕面市国民健康保険運営協議会 第 5 号
平成 21 年 (2009 年) 2 月 19 日

箕面市長 倉田 哲郎 様

箕面市国民健康保険運営協議会
会長 二石 博昭



箕面市国民健康保険事業運営について (答申)

平成 20 年 (2008 年) 1 2 月 2 4 日付け箕市国第 4 6 0 号で諮問のありました標記のことについて、下記のとおり答申いたします。

記

I. はじめに

当協議会は、平成 20 年 1 2 月 2 4 日に、箕面市長から「箕面市国民健康保険事業運営について」の諮問を受け、国民健康保険の決算状況の報告を含めて 6 回にわたり協議会を開催し慎重に審議を重ねてきた。この度、国民健康保険事業の健全化に向けての意見を取りまとめたので答申する。

まず、当協議会では箕面市長から諮問を受けた後、箕面市経営改革担当の職員より箕面市の財政状況と箕面市緊急プラン (素案) の概要説明を受け、箕面市の財政状況が硬直化していること、平成 19 年度の国民健康保険事業費も 24 億円の累積赤字決算となっていること、そして、平成 20 年度では累積赤字が 30 億円を超える状況に至っていることなど、箕面市の財政に関する情勢認識の共有化を図った。

このような箕面市の財政の厳しさを踏まえて当協議会では、国民健康保険事業費の単年度赤字の解消が必須事項であること、そのためには国民健康保険事業全般の制度の見直しが必要であるとの認識に立って、見直し項目のリストアップと対策の検討を行うとともに、今後のあるべき姿を模索しながら種々議論を重ねてきた。

検討結果の結論としては、平成 21 年度の国民健康保険事業費の単年度赤字を約 10 億円と見込み、赤字解消のための財源として一般会計から毎年 4 億円の繰入を行う、収納対策など保険者である箕面市の取り組みにより約 3 億円の増収を図る、そして残りの 3 億円を保険料で賄うこととした。

しかしながら、現下の低迷する社会情勢に鑑み、被保険者の急激な負担増の軽減を図るために平成 21 年度から平成 22 年度までの 2 年間にわたり段階的な実施策を講ずることとした。

II. 協議結果

1. 保険者の取り組み

国保財政を抜本的に見直すためには、まず保険者である箕面市自らが最大限の努力を行う必要がある。そこで、収納対策の強化、医療費の抑制、事務改善の取り組みを強力に行うことを求める。

① 収納対策・納付利便性の向上

【収納対策の強化】

- 現年度分の保険料の収納率の目標を平成21年度は93%以上、平成22年度は95%以上とすること。
- これにより、国の普通調整交付金のペナルティを回避すること。（収納率92%以上で回避）
- 過年度分の保険料の収納率の目標を30%以上とすること。
- 収納対策緊急計画を策定し、計画に基づき費用対効果を勘案のうえ組織及び人員を整備すること。
- 保険料の納付が困難な被保険者に対しては、丁寧な納付相談を実施し個別の事情を考慮すること。

【納付利便性の向上】

- 効率・効果的な勧奨を実施し、50%以上の保険料の口座振替利用率を達成すること。
- コンビニエンスストアでの保険料の収納やクレジットでの保険料の支払いは、市税など市全体の動きと連携し費用対効果を勘案のうえ導入について検討すること。

収納対策は、現年度分の収納率が90%前後で推移し平成19年度では約3億7千万円の未収金があり保険料にも大きく影響している。したがって、収納対策の強力な推進が必要である。そのため、収納率を95%として収納対策緊急計画を定めて、費用対効果に配慮し組織と人員を積極的に整備し、収納対策を強化することとした。

なお、口座振替報奨金は、年金からの保険料天引き者の状況を勘案し、導入を見送ることとした。

② 医療費の抑制

医療費の抑制は、国を挙げての大きな課題であるが、即効性のある対策は見えていない。保険者ができることは限られるが、様々な抑制策の検討を行う必要がある。

ア. 特定健康診査

- 特定健康診査の積極的な受診勧奨を行い、平成24年度に受診率65%以上を達成すること。
- これにより、平成25年度の後期高齢者支援金の拠出に係るペナルティを回避すること。

今年度から始まった生活習慣病の予防を目的とする特定健康診査[※]は、被保険者の健康を維持し、医療費の抑制に寄与するものと考えられるが特定健康診査の受診率が低い状態にある。平成25年度から始まる受診率の達成状況によるペナルティ制度の回避に向けても受診勧奨を積極的に行う必要がある。

※ 特定健康診査：生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、該当者及び予備群を減らすための健診制度のこと。

イ. 広報・啓発

- あらゆる機会や様々な媒体を活用し、医療費抑制に関する情報や国民健康保険の財政状況の周知を図ること。
- 医療費抑制のために、ジェネリック医薬品の利用促進を図ること。

健康教室や軽スポーツ教室などの健康維持・増進に関する情報などもこれまで以上に広報・啓発し、被保険者の健康維持・増進を図るとともに、国民健康保険に関する制度の変更や財政状況などの周知を図るものとする。

さらに、現在医療費の約16%を占める薬剤費の軽減を図るために実効性の高いジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用拡大を進めるものとする。

ウ. 点検業務の強化

- 第三者行為請求の把握、国民健康保険の資格過誤及び過誤調整の点検を強化し、適正な保険者負担を行うこと。

診療内容、国保の資格の確認などのレセプト点検については、今まで以上に点検を強化し過誤による支払いを抑制していくものとする。

また、交通事故などの場合に加害者に医療費の負担を求める第三者行為請求点検についても強化し、保険者の医療費負担を適正なものとする。

③事務改善

- 国保事務の効率化を進めること。

事務改善については、事務の効率化や窓口改善などを進めるとともに、現在毎年更新している保険証の更新期間を複数年にするなどの検討を行い、経費節減につながる改善策を実行すること。

2. 市独自制度の見直し

これまで市が独自に行っていた制度を検証し赤字解消に向けた改善を行うものとした。

①保険料の納付

ア. 暫定賦課（当該年度の保険料が決定するまでの4月から7月に仮の保険料を納めて貰う方法）

○暫定賦課は、事務の効率化と経費節減のために廃止することとする。

暫定賦課は、保険料の納付が12ヶ月に分散されるため1回あたりの納付額が安くなる利点がある。しかし、納付書が年2回届くことが利用者に分かりづらいことや、1000万円以上の経費が掛かっていることから、事務の効率化と経費節減のために暫定賦課を廃止することとする。

イ. 前納報奨金

○前納報奨金は、公平性の観点から廃止することとする。

保険料を納期限の前一括して納付することに対して報奨金を出す前納報奨金制度は、年金天引き対象の被保険者との公平性の観点及び廃止による保険料の収納率への影響が他市では見られないことから廃止することとする。

②保険料の軽減制度

ア. 22歳以下の被保険者の保険料を軽減する制度（年齢軽減）

○軽減の対象年齢を18歳以下とすることとする。

○子どもの多い世帯の保険料をより多く軽減する制度とする。

○年齢の基準日を現行の1月1日から4月1日に変更する。

本制度は、22歳以下の被保険者を対象に均等割額の保険料を1/2に軽減する制度であり、府内では本市だけが行っている。軽減の対象となる年齢を見直し18歳以下に引き下げることとする。

一方、子どもの多い世帯の保険料をより多く軽減するため、軽減の割合を一人目より二人目、二人目より三人目と大きくし、対象者が4人以上いる世帯の保険料負担が軽くなる制度とする。（一人目：2割、二人目：5割、三人目以降：7割）

イ. 障害者のいる世帯の保険料を減免する制度（障害者減免）

○減免対象となる世帯の所得を500万円以下とし、減免割合を現行の6割にとどめることとする。

○対象世帯の保険料負担の影響に配慮し、段階的に実施すること。

○障害の程度に応じた減免率の導入を検討すること。

障害者減免は、対象所得が1000万円以下であったものを、500万円以下に見直して実施することとする。

また、減免割合の見直しは、縮小の割合を現行の6割（50%を30%、30%を18%、10%を6%）にとどめることとし、実施にあたっては、減免の対象となる世帯への保険料負担の影響に配慮し段階的に実施すること。

なお、現在世帯の所得を基準に減免割合を定めているが、障害の程度に応じた減免割合の導入を検討すること。

③保健事業

○保健事業は、現行制度を維持することとする。

総合健康診断、肺がん検診、乳がん検診に対する補助及び学童う歯対策の保健事業については、被保険者の健康維持や、医療費の抑制に効果が期待できることから現状のまま存続し、今後はより積極的にPRを行い受診率向上に努めることとした。

④保険料

○条例で固定している保険料率を廃止し、国の基準に則した保険料計算に見直すこととするが、当面は次の範囲内で制度運用することとする。

- ・保険料は、平成21年度当初予算（案）の国民健康保険料約31億円に対し、3億円の増額とする。
- ・平成21年度は、急激な保険料の負担とならないよう、2億円程度の増額とし、平成22年度において1億円の追加増額とすること。
- ・平成21年度は、二段階保険料率とし、平成22年度から一段階料率とすること。

なお、平成23年度以降の保険料については、医療費の動向を踏まえて改めて検討を行うこととする。

平成21年度は約10億円の単年度赤字が見込まれる。しかし、市自体の財政状況が厳しい中、一般会計から4億円の繰り入れが行われることや、収納対策・医療費抑制、独自制度の見直しにより、最大約2億9千万円の財政改善が見込めることから、全体の赤字に対し若干の不足はあるが被保険者への急激な負担を考慮し3億円を保険料で賄うこととする。

また、中・低所得者に低くなるよう国民健康保険法に定めのない二段階の保険料率の設定や固定化していた保険料率を変更し、医療給付費に見合った保険料を毎年計算する国の基準に則した賦課方法に見直すものとする。

しかし、昨年秋以降の非常に厳しい経済情勢の中で、中・低所得者が多い国保において、一気に赤字を出さない保険料を賦課することは、被保険者の理解を得ることが難しく過度の負担となる。そこで、平成21年度の保険料に限って、保険料のアップを2億円程度に圧縮し、経過的に二段階保険料率の設定を残し、中・低所得者の負担の軽減に配慮するものである。

3. 累積赤字の解消

○累積赤字の解消は、市の財政状況を考慮しながら長期的な計画に基づき解消を図ること。

累積赤字についても解決が求められているが、単年度の赤字解消が精いっぱいであり、市の財政状況などを考慮しながら、長期的な計画に基づき着実に改善していくことを市に求めることとする。

Ⅲ. むすび

審議においてはさまざまな意見をいただき議論を重ねてきた。その中には異なる少数意見もあったことから結論においては多数決により決した項目も含まれている。現在の国保財政の状況をそのまま放置できないことから、臨時の会合も開催し審議を尽くしたものである。その結果、市の一般会計から4億円を繰り入れ、収納対策の強化などの保険者の取り組み、市独自制度の見直し、そして被保険者に負担の増額をお願いし、これらあらゆる手だてを講じて単年度の赤字を食い止めることとした。

また、国や大阪府からの交付金が少ないことが、国保の赤字を招いているとの意見もあったが、それぞれの努力と負担の中で健全化に努めることは避けられない状況である。いずれにしても、国や大阪府に対して、今後もこれまで以上に交付金の増額などの財政支援や国保制度全体の健全な運営についての働きかけを強力に行うべきである。

国保事業の円滑な運営と健全な財政を確立し、誰もが安心して医療を受けることができる最後のセーフティーネットである国民健康保険を持続可能とするため、抜本的な見直しを行うものである。答申では、被保険者に負担を求めることになるが、倉田市長においては、被保険者に国保財政の状況を十分に説明し、理解を得るよう努めるとともに、収納対策の強化など保険者としての取り組みに示した目標を確実に達成するため不退転の決意で臨まれることを求めるものである。

【資料】

1. 開催経過

回	開催日	案件
第1回	平成20年11月13日	・平成19年度箕面市国民健康保険特別会計の決算状況について
第2回	平成20年12月24日	・箕面市国民健康保険事業運営について(諮問) ・箕面市緊急プラン(素案)について ・箕面市国保の独自制度について
第3回	平成21年1月15日	・箕面市国民健康保険事業の課題について
第4回	平成21年1月28日	・箕面市国民健康保険事業健全化の方向性について(保険者としての市の取り組み)
第5回	平成21年2月4日	・箕面市国民健康保険事業健全化の方向性について(市独自制度)
第6回	平成21年2月19日	・箕面市国民健康保険事業運営についての答申(案)について

2. 箕面市国民健康保険運営協議会委員名簿

選出区分	委員名	団体名	役職
被保険者を代表する委員	奥田 一夫	箕面市老人クラブ連合会	
	西川 畝實	箕面商工会議所	
	稲野 末雄	箕面市農業委員会	
	長縄 政康	箕面市社会福祉協議会	
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	今井 克一	箕面市医師会	
	大黒 由紀	箕面市医師会	
	福原 裕二	箕面市歯科医師会	
	池田 克一	箕面市薬剤師会	
公益を代表する委員	北川 照子	箕面市議会議員	
	名手 宏樹	箕面市議会議員	
	二石 博昭	箕面市議会議員	会長
	西田 隆一	箕面市議会議員	副会長
被用者保険を代表する委員	加藤 茂	大阪府被用者保険等保険者連絡協議会	

